

1. 社会全体で支える宮城の子ども・子育てについて

(1) 教員の「未配置」解消を

教職員の多忙化解消をめざす働き方改革の取組は未だ道半ばです。過労死ラインである月80時間を超える時間外勤務をしている教職員は昨年度、県立高校が1142人で29.5%、市町村立中学校が823人で28.2%に上りました。長時間勤務の中で、小学校・中学校・高校・特別支援学校の22年度の1ヶ月以上の病気休暇者は274人、病気休職者は97人でした。産休・育休取得者が年間200人を超えますので、年間600人くらいが長期休暇をとっています。

その結果、教員の「未配置」が深刻です。「未配置」とは、配当定数に対し、現員が配置されない場合や、産休・育休・病休・病気休職者に対し代替講師が配置されない場合をいいます。5月1日現在の昨年度の未配置数は、小学校・中学校・高校・特別支援学校合わせて27人、今年度は17人でした。新学期から「未配置」ということ自体問題ですが、この未配置数が年度末に向けて更に増えます。

①今年度の10月1日の未配置数は何人ですか。

②昨年度、下期から年度末にかけて県内各地で「先生が足りない」「病休者が出てても代替者が配置されないため、更に病休者が出て悪循環になっている」などの現場の悲鳴が相次ぎました。年度途中で代替講師が速やかに配置できないのは、年度始めから常勤講師1074人と非常勤講師1023人が配置されており、更なる配置が難しいからです。

教員を増やす対策が必要です。そのためには、採用枠の拡大とともに、「教師を志す高校生支援事業」や免許を持っていても働いていない人を対象とした、見学や実習も含めた「復職支援制度」の創設、そして働きやすい学校づくりなど、総合的な対策を強化すべきです。いかがですか。

③年間通して国が定めている定数を確保することは最低限の県教委の責任です。年間600人くらいの長期休暇が発生しているのですから、県独自の予算を投入して、各学校に配当定数プラス1名の教員配置を行うことを提案します。教育長の見解と、独自予算投入に対する知事の見解を伺います。

(2) 宮城県も学校給食費無償化の実施を

学校給食費無償化について、現在、宮城県内では12市町村が完全無償化、4市町

が一部無償化を行っており、無償化を求める運動は県内各地に広がっています。

9月に日本共産党県議団は、今年10月1日から無償化開始を控えた青森県の取組を調査してきました。青森県が給食費無償化に踏み出したのは、昨年6月の知事選で当選した宮下知事の政策「少子化対策」の公約に「子育てしやすい環境づくり」を掲げ、給食費の無償化から着手したことによります。今年度半年分の「学校給食費無償化等子育て支援事業」の予算は19億5400万円余。来年度は年間39億円余で、青森県の一般会計7,022億円の0.56%の予算です。

④宮城県の学校給食費無償化に必要な財源は、私学も含めた県所管分で約53億円。一般会計の0.53%で、青森県と同程度の割合です。

知事、いつまでも「国がやること」と言っていないで、知事が重点政策の1点目としている「人口減少対策」における「社会全体で支える子ども・子育ての実現」の具体化として、学校給食費無償化に、宮城県も知事の英断で踏み出すべきです。いかがですか。

2. 障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現について

(1) 優生思想の一掃めざして「愛の10万人県民運動」の検証を

7月3日最高裁大法廷は、優生保護法を違憲と判断し、国に賠償を命じる画期的な判決を下し、10月8日に被害者補償法が成立しました。最初に、宮城県議会では我が党も含めて優生保護審査会の委員となり、強制不妊手術を推進してきたことを、議員の一人として心からおわび申し上げます。

宮城県で実施された優生手術件数は1406件と全国で2番目に多い件数です。その背景には官民あげて行った「愛の10万人県民運動」があったのではないのでしょうか。運動をすすめた精神薄弱児福祉協会の趣意書には、「優生保護の思想を広め、県民の素質を高める」ことをしごとに位置づけ、そのためには優生手術が必要であり、「愛の運動」としておすすめるとしていました。

⑤今回の判決を踏まえて、全ての被害者への補償とともに、優生思想を一掃する取り組みが国でも地方でも必要です。人権侵害を繰り返さないために、宮城県として、なぜこんなに多くの被害者を出したのか、「愛の10万人県民運動」も含めてしっかりと検証するための体制と予算を確保することを求めます。いかがですか。

⑥「愛の10万人県民運動」を推進した精神薄弱児福祉協会は、PTA連合会や教職員組合、社会福祉協議会、小・中学校校長会、肢体不自由児協会、医師会等で構成され、事務局には県母子課や教育委員会が係わっていました。更に郡市には支部、町村

には分会が作られました。優生保護思想を県内すみずみに広げるために、これだけの団体を動かした、当時の宮城県の役割は非常に大きかったと思いますが、いかがですか。

⑦1972年4月1日発行の「みやぎ県政だより」では、「国民素質の劣悪化を防ぐため、優生保護法では遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱などの人々の優生手術を行うことを定めている」として、各保健所内にある優生保護相談所等の利用を呼びかけていました。

国の機関委任事務とはいえ、被害を大きく広げた宮城県の責任は重大です。優生思想を根絶するため、宮城県が関係団体とともに、「愛の10万人県民運動」を含めた検証をしっかりと行うべきです。お答えください。